

福井県社会的養育推進計画の概要

計画策定の背景

- 平成28年6月 児童福祉法等の一部を改正する法律施行「子どもが権利の主体」「家庭養育優先原則」の明記
- 平成29年8月 「新しい社会的養育ビジョン」とりまとめ改正児童福祉法の理念の具体化、改革の工程等を提示
- 平成30年7月 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」通知 子どもの最善の利益の実現に向けた都道府県計画策定を要請

計画の基本理念

- (1) 子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を優先
- (2) 家庭養育優先の原則
 - 子どもが家庭において健やかに育成されるよう、保護者を支援（在宅家庭への支援強化）
 - 家庭における養育が困難または適当でない場合には、「家庭と同様の養育環境」を確保（里親等による家庭養育）
 - これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」を確保（児童養護施設等における専門的養育）

計画期間

令和2年度から令和11年度（10年間） 前期：令和2年度から令和6年度 後期：令和7年度から令和11年度

本県の社会的養育の現状

＜代替養育対象児童数＞

- ・児童人口は減少、代替養育対象児童数はほぼ横ばい
- ・代替養育対象児童数の割合は増加傾向

	H21	H26	H30
児童人口（0～17歳）※1	140,652	131,054	120,894
代替養育対象児童数 ※2	214	208	208
児童人口1000人当たり	1.52	1.60	1.72

※1：10月1日現在（福井県の推計人口）
 ※2：3月1日現在の乳児院・児童養護施設・里親への措置児童数（社会的養護の現況調査）

◆児童相談所・市町への児童相談件数が増加 児童虐待通告増加等に伴い一時保護児童数も増加

	H26	H28	H30
県児童相談所 児童相談対応件数	1,882	2,032	2,523
うち児童虐待相談	346	510	638
市町 児童相談対応件数	1,645	2,074	2,082
うち児童虐待相談	297	330	384

※福祉行政報告例

（一時保護件数等）

	H26	H28	H30
一時保護実件数（件）	130	179	170
一時保護延べ日数（日）	5,106	4,977	5,927
1日あたり保護児童数（人/日）	14.0	13.6	16.2

※福祉行政報告例

◆登録里親数・里親委託率とも増加

	H26	H28	H30	
登録里親数（組）	74	94	99	
代替養育児童数	児童数(A)	19	31	33
	里親委託委託率(A/C)	9.4%	13.4%	16.5%
	(同 全国)	(16.5%)	(18.3%)	-
施設入所	児童数(B)	183	200	167
児童数 計 (C=A+B)	202	231	200	

※福祉行政報告例：年度末現在

◆入所施設では小規模化・地域分散化が進む

	施設数	小規模グループ 77実施施設	地域小規模 設置施設
乳児院	2施設	1施設	—
児童養護施設	5施設	5施設	2施設

※平成31年4月1日現在

代替養育を必要とする子どもの数の見込み

- ・児童人口の減少と代替養育対象児童数割合の増加傾向から推計

	H28～30平均	R6	R11
児童人口（0～17歳）※1	—	110,671	102,543
児童人口1000人当たり※2	—	2.00	2.23
代替養育対象児童数 ※3	216	222	229
3歳未満児	12	12	13
3歳以上就学前	29	30	31
学童期以降	175	180	185

※1：国立社会保障・人口問題研究所 都道府県別将来推計人口から推計
 ※2：過去10年間の対象児童割合の増加率から推計
 ※3：※1×※2により算出、年齢区分は直近3年平均の構成比により按分

社会的養育推進の取組

1 当事者である子どもの権利擁護

- 第三者（弁護士等）による子どもからの意見聴取の仕組みづくり
- 児童相談所や施設職員、里親等への権利擁護に関する研修の実施

2 市町の子ども家庭支援体制の構築

- 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点を全市町に設置
- 児童相談所、市町、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の連携による在宅家庭の支援強化
 - ・市町担当児童福祉司を配置し市町への支援を強化
 - ・児童相談所から市町や児童家庭支援センターへの指導委託等の推進

3 里親等への委託の推進

- 児童相談所と民間機関によるフォostリング機関の設置
- フォostリング機関による里親支援の充実
 - ・里親開拓を強化し全市町での里親登録を促進
 - ・養育技術の向上を図る研修（事例検討、実習等）の実施
 - ・実親の同意促進等による子どもと里親のマッチング機会の増加
 - ・委託中の里親家庭への訪問支援、夜間・休日等の相談体制強化
- 市町と協力した里親支援活動の強化
- 児童相談所による特別養子縁組等の制度周知と相談支援の実施

社会的養育推進における目標

- ・里親による家庭養育の推進と必要な施設養育の受け皿確保

	H30	R6	R11	
登録里親数	99組	130組	190組	
代替養育児童数	里親委託	50人	92人	
	施設入所	172人	137人	
	合計	222人	229人	
里親委託率	里親委託率（全体）	17%	23%	40%
	3歳未満児	8%	33%	65%
	3歳以上就学前	24%	33%	65%
	学童期以降	16%	20%	35%

4 施設の小規模・地域分散化、高機能化等への支援

- 施設養育を必要とする子どもの十分な受け皿の確保
- 家庭的環境確保のための小規模・地域分散化の推進
- 施設機能を活かし、将来の入所児減少も見据えた多機能化等の支援
 - ・ケアニーズが特に高い子どもの受入体制の整備
 - ・一時保護専用施設の整備
 - ・在宅家庭への育児指導、産前産後母子支援事業の実施 等
- 対応が難しい子どもへ専門的ケアを提供する施設職員の育成支援

5 施設退所児童等の自立支援の推進

- 施設入所児童等に対する自立準備のための研修・講習会の実施
- 退所児童等が相談・交流できる場や自立援助ホーム設置の支援

6 児童相談所および一時保護の体制強化

- 児童相談所の体制および専門性の強化
 - ・児童福祉司等の職員体制の充実と人材育成の強化
 - ・介入的対応(一時保護)を行う職員と保護者支援を行う職員の分化
- 子どもが安心できる一時保護体制の整備
 - ・子どもの安全確保と個別・家庭的な保護を行うための施設の改築
 - ・個別かつ適切なケアを提供するための職員体制の充実
 - ・子どもの特性や通学に対応するための一時保護委託の活用